（公財）アイワ文化福祉財団文化芸術助成事業「応募要項」

1. 助成対象者

静岡県内において、文化・芸術の向上に寄与すると認められる活動を行い、以下の各号に適合する団体とします。

* 1. 一定の活動実績があること
  2. 団体として一定の規約を有し、代表者が明らかなこと
  3. 会計処理が明確であること

1. 助成対象事業
   1. 芸術（音楽、美術、舞踊等）、芸能（落語、漫才、歌唱等）、伝統芸能（能楽、歌舞伎等）
   2. 地域文化の普及等の活動事業
2. 助成金額及びその使途

１件当たり50万円を限度とし、使途は、申請事業・活動に係る経費のみとします。

1. 助成対象の活動期間

助成する年度の４月から３月までに終了する事業とします。

1. 申請書類
   1. 助成申請書
   2. 団体規約、予算書、事業計画等の添付書類

６．応募期間・方法

令和　6　年　10　月　10　日から令和　6　年　12　月　10　日

郵送による必着とします。

７．助成の決定と通知

　　本財団の審査委員会が選考基準に基づいて審査し、助成対象先及び助成内容を決定し、採否の結果は、決定次第申込者宛に文書にて通知します。

８．助成条件

　　①助成申請事業を中止し、または内容を変更しようとする場合、もしくは申請事業の遂行が困難になった場合は、速やかに連絡し、指示を受けてください。

1. 交付条件に違反した場合もしくは助成申請事業の執行が不適当と認められる場合は、助成金の全部または一部を取り消し、返還を命じることがあります。

③助成金の交付については、その団体名を県民に広報いたします。

９．報告義務

当該事業年度終了後１か月以内に、助成による効果と助成金使途明細、決算書等の報告書を提出して下さい。